

# 那須町指定ごみ袋取扱店マニュアル

令和7年4月更新

## 目次

I 指定ごみ袋制度のしくみ	1
II 取扱店について	2
III 発注・配送	6
IV 指定ごみ袋の店頭交付（販売）	8
V ごみ処理手数料の支払い	9
VI 口座振替（自動引落）のための登録作業	12
VII 提出書類	14

## 資料

資料1 那須町指定ごみ袋注文書サンプル	15
資料2 納品書兼受領書サンプル	16
資料3 納付通知書・明細書(引落用)サンプル	17
資料4 納付通知書・明細書(振込用)	19

那須町役場 環境課 環境衛生係  
電話：0287-72-6916

クリーンステーション那須  
電話：0287-74-0420

井上ビニール株式会社  
電話：0120-506-639

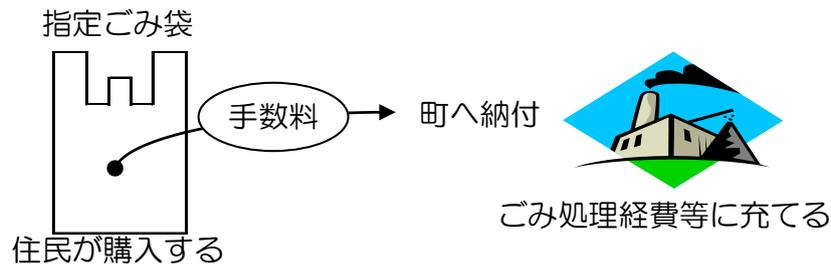
## はじめに

平成25年4月から指定ごみ袋制度を導入することとなりました。これに伴い、指定ごみ袋を住民の皆様へ交付（販売）していただく取扱店には、本マニュアルに沿って、指定ごみ袋の発注、受領、交付（販売）及びごみ処理手数料の納付をしていただくこととなります。本マニュアルにおいて、あらかじめ実施していただきたい手続き等を説明いたしますので、本マニュアルを熟読していただきますようお願いいたします。

那須町役場 環境課

### I 指定ごみ袋制度のしくみ

那須町では、ごみ減量・資源化の意識付けと排出量に応じた負担の公平化を目指して、指定ごみ袋制度を導入します。指定ごみ袋制度とは、ごみを出す住民の皆様が町の指定したごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払っていただくものです。



このため、指定ごみ袋の価格(ごみ処理手数料)は、ごみ袋の原価及び取扱店手数料のほかに、「ごみ処理するための経費の一部」が上乗せされた金額になっています。

## Ⅱ 取扱店について

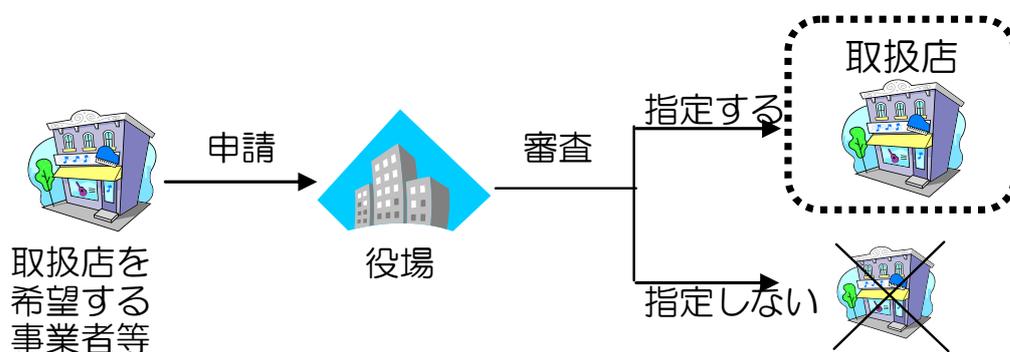
### ●取扱店の要件

取扱店は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 町内又は隣接する市町村の区域内に店舗等があること
- (2) 公金の処理及び指定ごみ袋の取り扱い、管理を継続的かつ適正に行うことができること
- (3) 発注や指定ごみ袋代金を町へ納入する方法などを定めた指定ごみ袋の取扱店に関する要綱を遵守すること
- (4) 町税等を滞納していないこと
- (5) 暴力団の関係者でないこと

上記の条件が満たせなくなることが予想される場合は、速やかに那須町に届け出てください。

### ●指定ごみ袋取扱店の指定の流れ



### ●指定ごみ袋業務委託業者

今年度の指定ごみ袋の製造・管理・配送業務及び受注・ごみ処理手数料収納代行業務は、以下の民間業者へ委託しています。

製造・管理・配送業務	株式会社 まつや薬局 栃木県大田原市城山 11-5-31 電話 0287-22-3645
受注・ごみ処理手数料収納代行業務	井上ビニール 株式会社 群馬県前橋市三俣町三丁目 11-9 電話 0120-506-639

## ●業務の概要

### 【発注】

- ・那須町指定袋受注センターに発注をしてください。
- ・受注センターでは原則、FAX、インターネットにて発注を受け付けます。
- ・FAX等をお持ちでない場合は、電話にて発注を受け付けます。  
(土日、祝日及び年末年始を除く)
- ・「那須町指定ごみ袋配送・収納カレンダー」の発注締切日に発注を締め切ります。

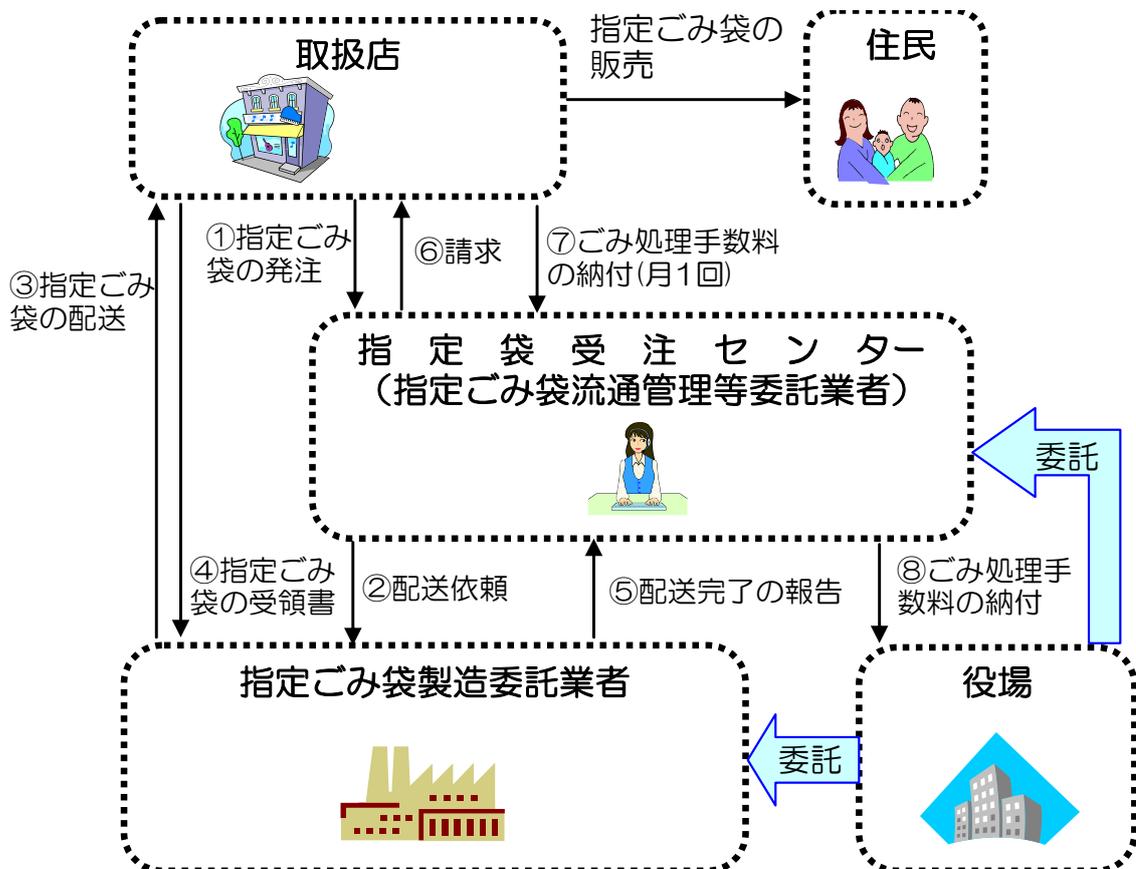
### 【配送】

毎月2回、「那須町指定ごみ袋配送・収納カレンダー」の配送日にしたがって配送します。

### 【支払】

- ・月末締めで、お届けした指定ごみ袋の数量に基づき、翌月5日～10日頃に請求します。
- ・翌月末日までに口座振替（自動引落）又は振込みにて納付してください。

## ●指定ごみ袋取扱店業務の流れ



## ●取扱店ステッカーの掲示

- 取扱店になりましたら、「那須町指定ごみ袋取扱店ステッカー」をお渡しします。
- 取扱店では、このステッカーを見やすい場所に掲示してください。



取扱店ステッカー

- 取扱店は、店舗ごとに指定しますので、届け出ている店舗以外での取り扱いはできません。
- 他の店舗でも同様に取り扱いたい場合は、店舗ごとに申し込みをしてください。

## ●取扱時間

- 指定ごみ袋の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- 営業時間中にもかかわらず時間を制限することはできません。

## ●従業員などへの研修

- この業務を従業員などに行わせる場合には、このマニュアルに沿って、制度のしくみや作業の流れを周知してください。
- 指定ごみ袋を紛失したり、販売枚数を間違えたりすると、不足分については取扱店の負担で補充することになりますので、店頭で取り扱う従業員等には、特に周知を徹底してください。

## ●変更事項の届出

届け出ている事項に変更があった場合は、次のような手続きが必要です。速やかに町に届け出てください。

変更する内容	変更のための手続き	備考
代表者・店舗名・店舗所在地・連絡先・営業時間・休業日が変わった	「那須町指定ごみ袋取扱店変更届出書」を役場窓口に提出してください。	店舗所在地が変わった場合は所在地を示す地図が必要です。
ごみ処理手数料の自動引落とし口座を変えたい	町に「預金口座振替依頼書」を請求し、役場窓口に提出してください。	

## ●取扱をやめるとき

- ・取扱をやめる場合、速やかに「那須町指定ごみ袋取扱店廃止届出書」を提出してください。
- ・一度納品した指定ごみ袋の払い戻しはできません。

## ●取扱店の取消

取扱店が次のいずれかに該当する場合、町は取扱店の指定を取り消すことがあります。

- (1) 取扱店の要件に該当しなくなった場合
- (2) 流通管理等委託業者に対して指定する期日までにごみ処理手数料を納付しなかった場合
- (3) 流通管理等委託業者の業務を著しく害した場合
- (4) 町長が取扱店として不相当と認めた場合

### Ⅲ 発注・配送

#### ●発注先（納品業者）

指定ごみ袋は、町が委託している下記の事業者が発注してください。

指定袋受注センター (井上ビニール株式会社)
インターネット (受付：年中無休、24時間)
FAX 番号 0120-532-699 (受付：年中無休、24時間)
電話番号 0120-506-639 (受付：月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前9時から午後4時)

※FAX・電話番号ともフリーダイヤルです。

- 原則、**FAX 及びインターネット**での発注となりますが、電話でも発注を受け付けます。
- **インターネットで発注する場合**、発注入力用のID・パスワードを発行します。
- FAXでの発注は**指定の発注用紙**をコピーして使用し、上記のFAX番号まで発注してください。

●発注・配送単位

種類		発注・配送単位
燃えるごみ用	45ℓ	箱(30組 300枚入り)
燃えるごみ用	30ℓ	箱(30組 300枚入り)
燃えるごみ用	20ℓ	箱(30組 300枚入り)
燃えるごみ用	10ℓ	箱(30組 300枚入り)
燃えないごみ用	30ℓ	箱(30組 300枚入り)
燃えないごみ用	20ℓ	箱(30組 300枚入り)
燃えないごみ用	10ℓ	箱(30組 300枚入り)

※新規指定の取扱店の場合、初回の発注の際は、必ず全ての種類、最低1箱以上発注してください。

●発注締切・配送日

- ・毎月2回、那須町指定ごみ袋配送・収納カレンダーの配送日にしたがって配送します。
- ・配送は、月曜日から木曜日となります。
- ・発注は、**配送日の前週木曜日の12時が締切り**です。

例1) 第2木曜日の午後1時に発注 → 第3週の月曜日から木曜日に配送

例2) 第2木曜日の午後3時に発注 → 第5週(翌月の第1週)の月曜日  
から木曜日に配送

- ・土日祝日・GW・年末年始のご発注及び配送は配送日が前後しますので、注意してください。
- ・配送日・配送時間の指定はできません。
- ・指定ごみ袋を受領するときは、立会いし、発注内容と納品内容に間違いがないか、必ず確認してください。
- ・配送員が持参する3連の**納品書兼受領書**の受領書部分2ヶ所に受領印を押し、担当者が署名をしてください。
- ・納品書は保管してください。

## IV 指定ごみ袋の店頭交付（販売）

### ●指定ごみ袋の販売について

規格		交付（販売単位）	交付（販売）金額
燃えるごみ用	45ℓ	1組（10枚入り）	500円
燃えるごみ用	30ℓ	1組（10枚入り）	300円
燃えるごみ用	20ℓ	1組（10枚入り）	200円
燃えるごみ用	10ℓ	1組（10枚入り）	100円
燃えないごみ用	30ℓ	1組（10枚入り）	300円
燃えないごみ用	20ℓ	1組（10枚入り）	200円
燃えないごみ用	10ℓ	1組（10枚入り）	100円

- ・常に「燃えるごみ用」、「燃えないごみ用」の全種類の指定ごみ袋を販売できるよう、品切れとならないようにしてください。
- ・1組は10枚となります。枚数単位での販売は行わないでください。

### ●販売時の留意事項

- ・指定ごみ袋の価格は、那須町の条例で規定するごみ処理手数料です。取扱店が値引き販売や景品として無料配布等を行うことはできません。
- ・**届け出た店舗以外での販売はできません。**

### ●店頭での陳列

指定ごみ袋が盗難にあったり、紛失したり、販売枚数を間違えたりすると、不足分を取扱店の負担で補充することになりますので、十分注意するとともに、定期的な在庫数の把握に努めてください。

### ●領収書の発行

販売の際、領収書発行の希望があった場合は、取扱店の領収書（お客様の了承がある場合はレシート）を発行してください。

## V ごみ処理手数料の支払い

### ●ごみ処理手数料の納付

- 指定ごみ袋の販売価格は「ごみ処理手数料」で、購入する人が町に納付するものですが、取扱店が町に代わって購入する人から受領し、納付します。
- 取扱店は、町民から受領する「ごみ処理手数料」を、前もって（指定ごみ袋の納品を受けたときに）町に納付します。月ごとに、納品された指定ごみ袋の「ごみ処理手数料」を一括して支払っていただきます。
- 納品時に「ごみ処理手数料」を納付しているため、取扱店が販売時に受領したお金は、取扱店の売り上げとなります。

### ●支払いの方法

支払いの方法は次のいずれかとなります。

- 口座振替
- 振込み

#### (1) 口座振替

- **指定ごみ袋を受領した月の翌月 5 日～10 日頃に那須町指定袋受注センターから「請求内容」が届きます。**
- 通知書を受け取ったら、取扱店で保管している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- 内容に間違いがなければ、納付通知書に記載された金額を、事前に登録された金融機関口座に用意してください。
- **毎月27日に口座振替（自動引落）**で引落しをします。口座振替（自動引落）に際しての手数料はかかりません。
- 口座振替日（引落日）が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。口座振替日（引落日）は「那須町指定ごみ袋配送・収納カレンダー」を確認してください。
- 納付金額の引落しができた場合には、通帳に引落しのあった納付金額と、取引内容として「イノウエビニール（カ）」との文言が表示されます。

## (2) 振込み

- ・納品した指定ごみ袋の数量に基づいて、ごみ処理手数料のお支払いをお願いします。
- ・**指定ごみ袋を受領した月の翌月 5 日～10 日頃に那須町指定ごみ袋受注センターから「請求内容」が届きます。**
- ・「通知書」を受け取ったら、取扱店で保管している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、納付通知書に記載された振込み期限**(配送日翌月末日。配送日翌月末日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日)**までに、**請求内容通知書に記載された金額を払い込んでください。**なお、振込みに際して生じる手数料は取扱店の負担となります。振込み期限等の詳細は「那須町指定ごみ袋配送・収納カレンダー」を確認してください。
- ・振込みの際に受け取った「控え」は保管してください。

## ●入金の確認できなかった場合

### (1)口座振替の場合

- ・那須町指定ごみ袋受注センターから電話で連絡の上、新しい振込み期限を記載した督促状、振込み用の納付通知書、振込用紙を送付します。
- ・督促状を受け取ったら記載されている**振込み期限までに、請求内容通知書に記載されている金額を払い込んでください。**
- ・**再振替は行いません。**

### (2)振込みの場合

- ・那須町指定袋受注センターから電話で連絡の上、新しい振込み期限を記載した未納通知書を送付します。
- ・未納通知書を受け取ったら記載された振込み期限までに、振込用紙に記載されている金額を払い込んでください。
- ・請求内容通知書を亡失した場合には再度送付しますので申し出てください。

**入金の確認ができなかった場合、やむを得ず一時的に配送を停止させていただく場合があります。**

## ●支払金額

指定ごみ袋販売代金 - 販売手数料（販売手数料に対する消費税含む）= 支払金額  
（ごみ処理手数料）

- ・支払金額は、1ヶ月間に納品した指定ごみ袋の販売代金（ごみ処理手数料）から販売手数料及び販売手数料に対する消費税を引いた額となります。

## ●1箱当たりの支払金額

種類	発注 単位	入り数	ごみ処理 手 数 料	販 売 手 数 料	お支払 金 額
燃えるごみ用 45ℓ	箱	30組 (300枚)	15,000円	1,320円	13,680円
燃えるごみ用 30ℓ	箱	30組 (300枚)	9,000円	1,320円	7,680円
燃えるごみ用 20ℓ	箱	30組 (300枚)	6,000円	1,320円	4,680円
燃えるごみ用 10ℓ	箱	30組 (300枚)	3,000円	1,320円	1,680円
燃えないごみ用 30ℓ	箱	30組 (300枚)	9,000円	1,320円	7,680円
燃えないごみ用 20ℓ	箱	30組 (300枚)	6,000円	1,320円	4,680円
燃えないごみ用 10ℓ	箱	30組 (300枚)	3,000円	1,320円	1,680円

※販売手数料は、令和元年10月1日現在の消費税込みの金額です。

## VI 口座振替（自動引落）の手続き

今回、口座振替（自動引落）による代金の支払を希望される場合、事前に**振替用口座の登録が必要**となります。登録の際は、下記の書類が必要となるため、内容を確認の上提出してください。

提出書類	預金口座振替依頼書
------	-----------

### ●預金口座振替依頼書のご記入について

- ・支払いに使用する振替用口座を、金融機関に申告するもので、3枚綴りになっています。次ページの「記入例」を確認のうえ提出してください。
- ・なお、複数店舗の支払いを1つの口座で行う場合は、**複数店舗分を分けずに1枚のみ**提出してください。記入方法については次ページの「記入例」を確認してください。

1枚目（金融機関提出用）	⇒ 井上ビニールへ提出
2枚目（町控え）	⇒ 井上ビニールへ提出
3枚目（お客様控え）	⇒ 取扱店で保管